

# 遺言書がなく、遺産分割協議書がある場合 必要書類

相続のお手続にあたって、お客さまにご準備いただきたい内容は次の通りです。  
そろっている書類は「準備」欄にチェックを入れてください。  
「戸籍謄本」「印鑑登録証明書」「遺産分割協議書」などは原本提示が必要となります。  
書類を確認させていただき、コピーをとってお戻しします。

No.	書類など	準備	入手先
1	<b>法定相続情報一覧図の写し（原本）</b> （法務局の発行する認証文付きの書類） ⚠ 作成日より1年以内のもの  または、 <b>お亡くなりになった方の戸籍謄本（原本）</b> 「出生～死亡までの連続した戸籍謄本」をご準備ください。 ⚠ 発行日より1年以内のもの	<input type="checkbox"/>	法定相続情報一覧図： 法務局・地方法務局  戸籍謄本：市区町村役場
2	<b>法定相続情報一覧図の写し（原本）</b> （法務局の発行する認証文付きの書類） 法定相続一覧図に異動がある場合は、異動内容が確認 できる戸籍謄本等をご提出ください。 ⚠ 作成日より1年以内のもの  または、 <b>すべての相続人さまの戸籍抄本（または戸籍謄本）</b> <b>（原本）</b> お亡くなりになった方との関係がわかる戸籍抄本(または戸籍 謄本)をご準備ください。お亡くなりになった方の戸籍謄本で 確認できる場合は不要です。 ⚠ 発行日より1年以内のもの	<input type="checkbox"/>	法定相続情報一覧図： 法務局・地方法務局  戸籍謄本：市区町村役場
3	<b>すべての相続人さまの印鑑登録証明書（原本）</b> 未成年者が相続する場合、必要となる印鑑登録証明書は 代理人さま分となります。 ⚠ 発行日より6カ月以内のもの	<input type="checkbox"/>	市区町村役場
4	<b>手続者さまの実印</b> 相続人さまを代表して預金等を相続手続される方 （取得される方）の実印をご準備ください。	<input type="checkbox"/>	お客さま
5	<b>遺産分割協議書（原本）</b> すべての相続人の署名・捺印があるかを確認し、ご準備 ください。	<input type="checkbox"/>	お客さま
6	<b>相続に関する依頼書（当行所定の書類）</b> 「相続に関する依頼書」の記入例に沿って、必要事項を ご記入ください。	<input type="checkbox"/>	相続オフィスまたは 当行本支店窓口
7	<b>お亡くなりになった方の通帳・証書・キャッシュカード等</b> お手続される預金口座通帳、証書類、キャッシュカード、 貸金庫の鍵等をご準備ください。	<input type="checkbox"/>	お客さま
8	<b>印鑑届（当行所定の書類）</b> 預金等を「名義変更」で相続される場合は、新たな名義人 さまが最寄りの店舗にご来店いただき、必要事項を記入され た「印鑑届」をご準備ください。	<input type="checkbox"/>	当行本支店窓口

※お亡くなりになった方が、外貨預金、投資信託、公共債、ローン等をお持ちの場合は、別途書類が必要となる場合がございます。